立憲民主党 立憲民主編集部
〒102-0093
東京都千代田区平河町 2-12-4
ふじビル3F
Tel. 03-6811-2301
Fax. 03-6811-2302

2021.11.30 号外
立憲民主 RIKKEN MINSHU

なんの 南野けいすけ議会報告

https://keisuke-nanno.com/　090-1911－4306

予算特別委員会特集（第23号）　発行日：2021年11月30日

ホームページ

令和３年　予算特別委員会質疑

人権行政について

今年、私は監査委員の職についている事から本会議場での一般質問はできません。
よって３月の予算特別委員会の質疑を継続して掲載しています。

《感染症対策条例の制定について》

◆南野敬介

本会議の代表質問で新型コロナウイルス感染症に関する条例について質問をさせていただきました。
市長のほうから、三重県みたいに感染症という広い意味で検討しないと当弁を頂きました。
確かに新型コロナウイルス以外にもこれからどんな感染症が起こるか分からない。
その都度感染者に対する人権を守らないといけないという視点では、間違いなく市長の言っているとおりだと思っています。
昨日の時点では感染者は三〇〇人を超えてしまい残念ながらお亡くなりになった方も身近でもいらっしゃいます。
感染者の対応とか、周辺を気にしたりとひしひしと我々にも伝わってきていると思います。
今後、本会議でご答弁いただいたように、感染症というくくりで、条例で市民を守る、人権を守るという事が、将来的に貝塚市でアピールするというのは大事だと思うので、もう一度お聞かせ願えますか。

本　会　議　場　に　て
※本文と写真は関係ありません

◎藤原龍男市長

本会議でご答弁をさせていただいたように、私は早ければ令和３年度中に条例ができるように取り組んでいきたいと思います。
人権審議会等がありますので、その日程等もありまして、市だけでできるということではないので、審議会の先生方のご審議を経てやっていきたいと考えています。

《パートナーシップ宣誓制度について》

◆南野敬介

昨年９月に貝塚市パートナーシップ宣誓制度がスタートしていただきました。
現段階で２組の宣誓者がいるとご報告いただいております。
今後、このパートナーシップ宣誓制度の啓発の在り方とか利用していただくような仕組みとか、その辺お聞かせ願えますか。

◎人権政策課長

事務報告で２組となっておりますが、もう１組宣誓がございまして、合計３組となっております。
また、制度の周知啓発につきましては、昨年８月に概要を掲載し、12月にも宣誓の方の第１号のペアを広報紙に掲載しております。
また、周知用チラシを作成し、庁内の窓口や市の公共施設への配架、ホームページに詳細を掲載しております。またポスターが出来上がりましたので、周知を行っていきたいと考えております。
それと、研修やセミナーとを行って、市民の方や職員の研修などにつなげて理解を深めるように、周知啓発に努めていきたい。

◆南野敬介

啓発といったら、チラシを作ってまくとか、ホームページとかしかなかなか思いつかないとは思うのですが、兵庫県宝塚市だったら小さい名刺サイズで啓発用のチラシを作ったりして創意工夫した取組みが必要かと思うのです。
その辺一つ聞きたいのと、市で講演会とか、市民の皆さんに呼びかけて来ていただくイベント等もあると思いますので、そんなときにグッズなどを配布するというのも一つの方法ではないかと思うのですがいかがでしょうか。

◎人権政策課長

ひと・ふれあいセンターでＬＧＢＴの研修とかございましたので、そういうときにもチラシを置いていただいたり、今後もそうしていきたいと思っております。

◆南野敬介
、貝塚市の条例とか規則で、宣誓を受けた方がその対象になるかどうかを一回調べてみたら、例えば職員の介護休暇・特別休暇、また会計年度任用職員の休暇の日数で、配偶者がもしお亡くなりになったら何日とかがありますよね。

その配偶者のところで、パートナーシップ宣誓をされた方が対象になるのかならないのか。

◎人事課長
我々も当然職員がということは考えました。

規定上は配偶者とかという表現にはなっているのですが、パートナーシップを宣誓した者については対象にするという基本的な考えではおります。

◆南野敬介
そのほかの条例で、パートナーシップの宣誓をした方が、対象にならないということがあるのかないのか。

これは今すぐ思い浮かばないと思うので、また今後、それぞれの課で管理する条例や規則を一回調べていただきたいと思いますし既に調べているのならそうお答えいただいたらいいのですが、その辺どうでしょうか。

◎総務市民部参与兼総務課長
実際、今の段階で、配偶者の位置づけとパートナーシップで宣誓された方の兼ね合いというので条例の規定上どのようになっているかというのをお答えするのを持ち合わせておりませんので、調べた上で、ご報告させていただきたい。

◎人事課長
人事の分につきましては、私も調べたところがありまして、大阪府も当然しておりますが、職員の規定上、明確にそのような規定が書かれてなくて、先行しています東京都渋谷区とか世田谷区はパートナーという表現があったりします。

職員につきましては、市民に限っていないところがありますので、大阪府で宣誓すれば大阪府内にお住まいの方は対象にできるかと思うのですが、例えば和歌山県、兵庫県というところであれば、パートナーという表現を取ってしまうと、なかなか適用しにくいところがありますので、人事の分につきましては、当面運用でさせていただいて、しかるべきときに例規の整備をと考えております。

議会報告ニュースのバックナンバー

https://keisuke-nanno.com/keisuke-news/

ブログ　貝塚市議南野 fadcebook　南野けいすけ fadcebook　ツイッター　インスタグラム　タイムライン　LINE@